

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公表番号】特表2003-515816(P2003-515816A)

【公表日】平成15年5月7日(2003.5.7)

【出願番号】特願2001-540630(P2001-540630)

【国際特許分類】

G 06 F	17/28	(2006.01)
G 10 L	15/00	(2006.01)
G 10 L	15/06	(2006.01)
G 10 L	15/22	(2006.01)

【F I】

G 06 F	17/28	V
G 10 L	3/00	5 5 1 C
G 10 L	3/00	5 2 1 S
G 10 L	3/00	5 6 1 D
G 10 L	3/00	5 5 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月21日(2007.11.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】母国語フレーズを外国語フレーズに翻訳するための方法であって、複数の外国語フレーズを第1のメモリ位置に記憶し、複数の母国語フレーズを第2のメモリ位置に記憶し、各母国語フレーズは前記外国語フレームの1つに対応しており、音声フレーズを受信し、前記音声フレーズと、前記第2のメモリ位置に記憶された前記母国語フレーズとを相互に関連付け、

前記音声フレーズと前記第2のメモリ位置に記憶された前記母国語フレーズの1つとの間の関連性が所定のしきい値を越えるならば外国語フレーズを結果として出力することを特徴とする方法。

【請求項2】前記結果として出力された外国語フレーズは、話者に関する結果としてのフレーズをスピーカを介して再生することによって出力される請求の範囲第1項に記載の方法。

【請求項3】前記結果としての外国語フレーズは、表示装置に前記結果としてのフレーズを表示することによって出力される請求の範囲第1項に記載の方法。

【請求項4】前記第1のメモリ位置と前記第2のメモリ位置とは単一のメモリデバイスの異なる領域に配置されている請求の範囲第1項に記載の方法。

【請求項5】母国語フレーズを外国語フレーズに翻訳するための装置であって、所定の複数の外国語フレーズを記憶する第1のメモリデバイスと、複数の母国語フレーズを記憶する第2のメモリデバイスであって、各母国語フレーズは前記外国語フレーズの1つと対応しており、音声入力を受信して、該音声入力を前記第2のメモリデバイスに記憶された母国語フレーズと比較し、前記母国語フレーズと前記音声入力との関連性が所定のしきい値を越える

ならば、前記母国語フレーズに対応する前記外国語フレーズを出力する音声認識デバイスと、

を具備する装置。

【請求項 6】 前記外国語フレーズはスピーカを介して外国語フレーズを再生することによって出力される請求の範囲第5項に記載の装置。

【請求項 7】 前記外国語フレーズは当該外国語フレーズを表示装置に表示することによって表示される請求の範囲第5項に記載の装置。

【請求項 8】 前記第1のメモリデバイスと前記第2のメモリデバイスとは同一のデバイスの異なる部分である請求の範囲第5項に記載の装置。

【請求項 9】 前記第2のメモリ装置に記憶された前記母国語フレーズは、前記第1のメモリデバイスに記憶された前記外国語フレーズの母国語翻訳である請求の範囲第5項に記載の装置。

【請求項 10】 前記母国語フレーズはトレーニングルーチンによって呈示されるプロンプトに対するユーザ応答である請求の範囲第5項に記載の装置。

【請求項 11】 前記複数の外国語フレーズは複数の外国語を表わす請求の範囲第5項に記載の装置。

【請求項 12】 前記出力された外国語フレーズは複数の外国語の1つに対応する請求の範囲第5項に記載の装置。

【請求項 13】 ユーザが前記第1のメモリデバイス内に付加的な外国語フレーズを記録及び記憶可能な請求の範囲第5項に記載の装置。